

お客様各位

株式会社矢野特殊自動車
品質保証部長

トレーラの車軸リコールのご案内

謹啓 時下お客様にはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
また、平素は弊社の製品をご愛用賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今般、ご愛用いただいております弊社製品トレーラの車軸におきまして、下記の通り不具合が発生するおそれがあることが判明致しましたので、国土交通省にリコールの届出を致しました。

つきましては、後日、弊社担当者より改修のご連絡を差し上げますので、ご多忙中ご迷惑をおかけして誠に申し訳ございませんが、ご協力いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

[不具合内容]

車載トレーラの車軸において、車軸伸縮部の摺動部に取り付けられているスライドシューが、車両積み降ろし作業時の車軸の伸縮により磨耗すると、車軸にガタが生じ、そのままの状態で使用を続けると、走行時の振動等により車軸伸縮を固定するロック装置の溶接部に亀裂が入り、最悪の場合、車軸が折損するおそれがあります。

[改善の内容]

対象車両のスライドシューを新品と交換するとともに、当該ロック装置の点検を行い、亀裂が発生していた場合は補修を行う改善措置を実施します。

(1台当りの作業時間およそ8時間)

以上

お問い合わせ先

品質保証部

TEL 代表 092-963-2000

連絡先 自動車交通局技術安全部審査課
 リコール対策室
 TEL 03-5253-8111 内線 42353
 アドレス : http://www.mlit.go.jp

リコール届出日:平成23年 6月17日

リコール届出一覧表

リコール届出番号	2761	リコール開始日	平成23年 6月17日
届出者の氏名又は名称	株式会社 矢野特殊自動車 代表取締役社長 矢野彰一		問合せ先:品質保証部 TEL (代)092-963-2000
不具合部位(部品名)	走行装置(車軸)		
基準不適合状態にあると認める構造、装置又は性能の状況及びその原因	車載トレーラの車軸において、車軸伸縮部の摺動部に取り付けられているスライドシューが、車両積み降ろし作業時の車軸の伸縮により摩耗すると、車軸にガタが生じ、そのままの状態で使用を続けると、走行時の振動等により車軸伸縮を固定するロック装置の溶接部に亀裂が入り、最悪の場合、車軸が折損するおそれがある。		
改善措置の内容	全車両、スライドシューを新品と交換するとともに、当該ロック装置の点検を行い、亀裂が発生していた場合は補修を行う。 また、取扱説明書にスライドシューの点検時期及び摩耗限度を追記するとともに、使用者及びサービスメンテナンス工場に対し、当該同内容について周知徹底を図る。		
不具合件数	1件	事故の有無	なし
発見の動機	市場からの情報による。		
自動車使用者及び自動車分解整備事業者に周知させるための措置	<ul style="list-style-type: none"> ・使用者:直接訪問または電話により通知する。 ・自動車分解整備事業者:使用者をすべて把握しているため、日整連発行の機関誌に掲載する措置はとらない。 ・改善実施済車両には、左側面前部に対策済みNo.2761のステッカーを貼付ける。 		

車名	型式	通称名	リコール対象車の車台番号(シリアル番号)の範囲及び製作期間	リコール対象車の台数	備考
アンチコ	ASZ122	-	ASZ122-001~ASZ122-004 昭和63年1月12日~昭和63年6月8日	3	
	ASZ127A		ASZ127A-001、ASZ127A-002 平成1年11月15日、平成2年6月6日	2	
	ASZ127B		ASZ127B-001、ASZ127B-011 平成2年9月1日、平成2年11月6日	2	
	ASZ127C		ASZ127C-001 平成4年11月5日	1	
	ASZ133		ASZ133-002~ASZ133-007 平成2年11月27日~平成5年11月22日	4	
	ASZ133A		ASZ133A-001、ASZ133A-002 平成3年2月9日、平成3年8月26日	2	
	ASZ140		ASZ140-002 平成2年4月26日	1	
	ASZ141		ASZ141-001~ASZ141-003 平成1年6月20日~平成2年1月6日	3	
	ASZ145		ASZ145-003 平成4年3月6日	1	
	ASZ145A		ASZ145A-001 平成5年2月2日	1	
	ASZ156A		ASZ156A-001 平成3年5月14日	1	

アンチコ	ASZ166	ASZ166-001 平成 3年11月28日	1	
	ASZ166A	ASZ166A-002～ASZ166A-006 平成 3年 4月21日～平成 5年 6月15日	5	
	ASZ178	ASZ178-001 平成 5年 1月20日	1	
	ASZ183A	ASZ183A-001 平成 5年12月 7日	1	
	ASZ302	ASZ302-002、ASZ302-003 平成 6年 3月15日、平成 6年 5月 1日	2	
	ASZ303	ASZ303-001 平成 6年 5月10日	1	
	ASZ308	ASZ308-001 平成 6年 5月20日	1	
	ASZ315	ASZ315-002 平成 6年 5月30日	1	
	ASZ316	ASZ316-001 平成 6年 9月27日	1	
	ASZ329	ASZ329-002、ASZ329-003 平成 7年 1月30日、平成 7年 4月19日	2	
	ASZ339	ASZ339-002、ASZ339-003 平成 7年 4月30日、平成 7年 5月30日	2	
	ASZ345	ASZ345-001 平成 7年 7月11日	1	
	ASZ345A	ASZ345A-001 平成 7年12月11日	1	
	ASZ348	ASZ348-002 平成 7年 8月 1日	1	
	ASZ350	ASZ350-002 平成 7年 9月14日	1	
	ASZ353	ASZ353-001 平成 8年11月 1日	1	
	ASZ354	ASZ354-001 平成 7年12月 1日	1	
	ASZ361	ASZ361-001～ASZ361-003 平成 8年 4月 5日～平成 9年 2月 20日	3	
	ASZ364	ASZ364-002 平成 8年 7月25日	1	
	ASZ365	ASZ365-001～ASZ365-010 平成 8年 6月28日～平成 9年 8月30日	10	
	ASZ365A	ASZ365A-002～ASZ365A-004 平成 9年 2月 3日～平成 9年10月 1日	3	
	ASZ365B	ASZ365B-001、ASZ365B-002 平成 9年 8月28日、平成 9年 9月20日	2	
	ASZ367	ASZ367-001、ASZ367-003 平成 9年 8月27日、平成 9年 9月 3日	2	
ASZ370	ASZ370-002 平成 9年 3月10日	1		
ASZ371	ASZ371-002、ASZ371-003 平成 9年 3月19日、平成 9年 3月30日	2		
ASZ371A	ASZ371A-002～ASZ371A-004 平成10年 4月20日～平成10年12月25日	3		

アンチコ	AZ372	-	ASZ372-001～ASZ372-005 平成 9年 3月24日～平成11年11月20日	5	
	ASZ373		ASZ373-002、ASZ373-004 平成 9年11月13日、平成11年 6月 8日	2	
	ASZ373A		ASZ373A-002～ASZ373A-004 平成10年 2月12日～平成10年 4月28日	3	
	ASZ373B		ASZ373B-002～ASZ373B-006 平成10年 6月30日～平成10年 9月 7日	5	
	ASZ375		ASZ375-002～ASZ375-005 平成 9年 6月23日～平成10年 3月28日	4	
	ASZ375A		ASZ375A-002 平成10年11月26日	1	
	ASZ378		ASZ378-001、ASZ378-002 平成10年 1月20日、平成11年 8月27日	2	
	ASZ387		ASZ387-002 平成11年 7月 2日	1	
	ASZ388		ASZ388-002 平成11年 8月25日	1	
	AZ390		ASZ390-002 平成11年11月30日	1	
	AZ393		ASZ393-002 平成11年11月 8日	1	
	ASZ394		ASZ394-002 平成11年11月30日	1	
(計 49 型式)	(計-車種)	(製作期間の全体の範囲) 昭和63年 1月12日～平成11年11月30日	(計 99台)		

リコール対象車の車台番号の範囲には、対象とならない車両も含まれている場合があります。



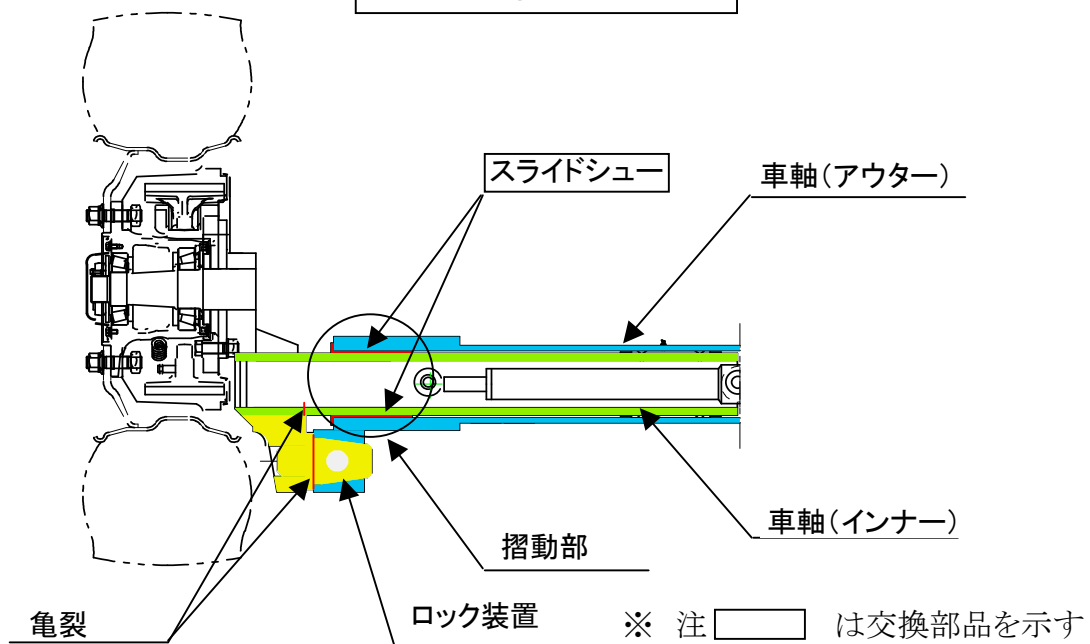
リコール対象車の代表車種の外観写真

車名：アンチコ
型式：ASZ365
通称名：-

改善箇所説明図



伸縮車軸断面図



基準不適合状態にあると認める構造、装置又は性能の状況及びその原因

車載トレーラの車軸において、車軸伸縮部の摺動部に取り付けられているスライドシューが、車両積み降ろし作業時の車軸の伸縮により摩耗すると、車軸にガタが生じ、そのままの状態で使用を続けると、走行時の振動等により車軸伸縮を固定するロック装置の溶接部に亀裂が入り、最悪の場合、車軸が折損するおそれがある。

改善措置の内容

全車両、スライドシューを新品と交換するとともに、当該ロック装置の点検を行い、亀裂が発生していた場合は補修を行う。
また、取扱説明書にスライドシューの点検時期及び摩耗限度を追記するとともに、使用者及びサービスメンテナンス工場に対し、当該同内容について周知徹底を図る。